

平成29年(2017年)11月13日



大阪府 公報

第4955号
平成29年11月13日
月曜日

目次

条例

- [公布された条例のあらまし\(法務課\)](#)
- [条例の公布\(法務課\)](#)
- [大阪府流域下水道事業条例\(下水道室経営企画課\)](#)
- [大阪府子どもを性犯罪から守る条例の一部を改正する条例\(青少年・地域安全室治安対策課\)](#)
- [大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例\(青少年・地域安全室青少年課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例\(人事局人事課\)](#)
- [大阪府特別会計条例の一部を改正する条例\(税務局税政課\)](#)
- [大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例\(府民文化総務課\)](#)
- [大阪府日本万国博覧会記念公園条例の一部を改正する条例\(府民文化総務課\)](#)
- [大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例\(男女参画・府民協働課\)](#)
- [大阪府個人情報保護条例の一部を改正する条例\(府政情報室情報公開課\)](#)
- [大阪府情報公開条例の一部を改正する条例\(府政情報室情報公開課\)](#)
- [大阪府商工行政事務手数料条例の一部を改正する条例\(都市魅力創造局企画・観光課\)](#)
- [大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例\(障害福祉室障害福祉企画課、子ども室子育て支援課、子ども室家庭支援課、環境衛生課\)](#)
- [大阪府附属機関条例の一部を改正する条例\(保健医療室保健医療企画課、監査委員事務局監査第二課、警察本部刑事部検視調査課\)](#)
- [大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例\(食の安全推進課\)](#)
- [大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例\(エネルギー政策課、建築指導室審査指導課\)](#)
- [大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(みどり推進室みどり企画課、環境管理室環境保全課、環境管理室事業所指導課、農政室整備課\)](#)
- [大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例\(環境管理室環境保全課、環境管理室事業所指導課\)](#)
- [大阪府都市公園条例の一部を改正する条例\(都市計画室公園課\)](#)
- [大阪府建築都市行政事務手数料条例の一部を改正する条例\(建築振興課\)](#)
- [大阪府営住宅条例の一部を改正する条例\(住宅経営室経営管理課\)](#)
- [大阪府立学校条例等の一部を改正する条例\(教育庁教育振興室高等学校課、教育庁教育振興室高校再編整備課\)](#)
- [大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例の一部を改正する条例\(警察本部生活安全部保安課\)](#)

規則

- [特別職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則のあらまし\(人事局人事課\)](#)
- [一般職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則のあらまし\(人事局人事課\)](#)
- [大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし\(府民文化総務課\)](#)
- [大阪府死因調査等協議会規則のあらまし\(保健医療室保健医療企画課\)](#)
- [大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし\(食の安全推進課\)](#)
- [大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則のあらまし\(環境衛生課\)](#)
- [大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし\(エネルギー政策課\)](#)
- [大阪府包括外部監査人選定委員会規則のあらまし\(監査委員事務局監査第一課\)](#)

- [特別職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則\(人事局人事課\)](#)
- [一般職非常勤職員就業等規則の一部を改正する規則\(人事局人事課\)](#)
- [大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則の一部を改正する規則\(府民文化総務課\)](#)
- [大阪府死因調査等協議会規則\(保健医療室保健医療企画課\)](#)
- [大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(食の安全推進課\)](#)
- [大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則\(環境衛生課\)](#)
- [大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(エネルギー政策課\)](#)
- [大阪府包括外部監査人選定委員会規則\(監査委員事務局監査第一課\)](#)

告示

- [都市計画の変更の案の縦覧\(都市計画室計画推進課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく免許の取消し\(建築振興課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく免許の取消し\(建築振興課\)](#)

人事委員会

- [職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則\(事務局給与課\)](#)

大阪府包括外部監査人選定委員会規則のあらまし

- 1 大阪府包括外部監査人選定委員会の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他当該委員会に関し必要な事項を定めます。
- 2 この規則は、公布の日から施行します。

大阪府包括外部監査人選定委員会規則を公布する。

平成二十九年十一月十三日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第百十一号

大阪府包括外部監査人選定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附屬機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府包括外部監査人選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員三人で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、監査委員事務局において行う。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。